

北海道公害防止条例施行規則をここに公布する。

北海道公害防止条例施行規則

北海道公害防止条例施行規則（昭和45年北海道規則第18号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 工場等に関する規制

第1節 大気汚染及び水質汚濁に関する規制（第13条—第17条の2）

第2節 騒音、振動及び悪臭に関する規制（第18条—第24条）

第3章 特定建設作業に関する規制（第25条）

第4章 拡声機の使用等に関する規制等（第26条—第28条）

第5章 削除

第6章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（ばい煙に係る有害物質）

第2条 条例第2条第2項第3号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗(ふっ)素、弗(ふっ)化水素及び弗(ふっ)化珪(けい)素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物
- (6) アンモニア
- (7) 硫化水素
- (8) シアン化水素その他のシアン化合物
- (9) 二酸化硫黄及び三酸化硫黄
- (10) ベンゼン
- (11) トルエン
- (12) フェノール類
- (13) メルカプタン化合物
- (14) 二硫化炭素
- (15) 一酸化炭素
- (16) 三塩化磷(りん)
- (17) 五塩化磷(りん)
- (18) ピリジン

（ばい煙発生施設）

第3条 条例第2条第3項の規則で定める施設は、別表第1の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

（粉じん発生施設）

第4条 条例第2条第5項の規則で定める施設は、別表第2の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

（汚水等排出施設）

第5条 条例第2条第6項の規則で定める施設は、別表第3の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。

（汚水等に係る有害物質）

第6条 条例第2条第6項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐(りん)化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒(ひ)素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物  
(水素イオン濃度等の項目)

第7条 条例第2条第6項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキササン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 弗(ふっ)素含有量
- (12) 大腸菌群数  
(騒音発生施設)

第8条 条例第2条第7項の規則で定める施設は、別表第4の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。ただし、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設を除く。  
(振動発生施設)

第9条 条例第2条第8項の規則で定める施設は、別表第5の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。ただし、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設を除く。  
(悪臭発生施設)

第10条 条例第2条第9項の規則で定める施設は、別表第6の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものとする。  
(特定建設作業)

第11条 条例第2条第11項の規則で定める作業は、別表第7に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの及び騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。

第12条 削除

## 第2章 工場等に関する規制

### 第1節 大気の汚染及び水質の汚濁に関する規制

(ばい煙発生施設等の設置の届出)

第13条 条例第25条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資本金額又は出資金額
- (2) 就業者数
- (3) 事業内容
- (4) 操業期間及び作業時間
- (5) 敷地面積及び建築面積

2 条例第25条、第26条又は第27条の規定による届出は、ばい煙発生施設に係る場合にあっては別記

第1号様式によるばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書、粉じん発生施設に係る場合にあつては別記第2号様式による粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書、汚水等排出施設に係る場合にあつては別記第3号様式による汚水等排出施設設置（使用・変更）届出書によってしなければならない。

3 条例第25条、第26条又は第27条の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工場等及びその付近の見取図
- (2) ばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設の設置場所及び当該ばい煙発生施設若しくは汚水等排出施設に係るばい煙若しくは汚水等を処理し、又は当該粉じん発生施設に係る粉じんを処理し、若しくはその飛散を防止するための施設の設置場所を示す図面
- (3) ばい煙、粉じん又は汚水等の発生及びばい煙、粉じん又は汚水等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

4 第2項の届出書又は前項の書類は、当該届出書又は書類に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。（受理書）

第14条 知事は、条例第25条、第26条又は第27条の規定による届出を受理したときは、別記第4号様式による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

（実施の制限期間の短縮通知書）

第15条 知事は、条例第29条第2項の規定によりばい煙発生施設等に係る工事等の実施の制限期間を短縮したときは、別記第5号様式によるばい煙等発生施設設置等期間短縮通知書を当該届出をした者に交付するものとする。

（氏名の変更等の届出）

第16条 条例第30条の規定による届出は、条例第25条第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記第6号様式による氏名等変更届出書、施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記第7号様式によるばい煙等発生施設使用廃止届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（承継の届出）

第17条 条例第31条第3項の規定による届出は、別記第8号様式による承継届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（粉じん発生施設に係る構造等の基準）

第17条の2 条例第35条第2項の規則で定める構造等の基準は、別表第8の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

第2節 騒音、振動及び悪臭に関する規制

（騒音発生施設等の設置の届出）

第18条 条例第40条第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資本金額又は出資金額
- (2) 就業者数
- (3) 事業内容
- (4) 操業期間及び作業時間
- (5) 敷地面積及び建築面積
- (6) 騒音発生施設又は振動発生施設にあつては、騒音発生施設又は振動発生施設の型式及び公称能力
- (7) 騒音発生施設又は振動発生施設にあつては、騒音発生施設又は振動発生施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

2 条例第40条、第41条又は第42条の規定による届出は、騒音発生施設に係る場合にあつては別記第9号様式による騒音発生施設設置（使用・変更）届出書、振動発生施設に係る場合にあつては別記

第10号様式による振動発生施設設置（使用・変更）届出書、悪臭発生施設に係る場合にあっては別記第11号様式による悪臭発生施設設置（使用・変更）届出書によってしなければならない。

3 条例第40条、第41条又は第42条の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工場等及びその付近の見取図
- (2) 騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設の設置場所及び当該騒音発生施設、振動発生施設又は悪臭発生施設に係る騒音、振動又は悪臭を防止するための施設の設置場所を示す図面
- (3) 悪臭発生施設にあっては、悪臭の発生及び悪臭の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

4 第2項の届出書又は前項の書類は、当該届出書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（条例第42条ただし書に規定する規則で定める範囲）

第19条 条例第42条ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第40条、第41条又は第42条の規定による届出に係る騒音発生施設又は振動発生施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設又は振動発生施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

（受理書）

第20条 第14条の規定は、条例第40条、第41条又は第42条の規定による届出を受理した場合について準用する。

（実施の制限期間の短縮通知書）

第21条 第15条の規定は、条例第44条第2項の規定により騒音発生施設等に係る工事等の実施の制限期間を短縮した場合について準用する。

（氏名の変更等の届出）

第22条 第16条の規定は、条例第45条の規定による届出について準用する。この場合において、第16条第1項中「条例第25条第1号又は第2号」とあるのは、「条例第40条第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（承継の届出）

第23条 第17条の規定は、条例第46条において準用する条例第31条第3項の規定による届出について準用する。

（改善措置の届出）

第24条 条例第48条第3項の規定による届出は、別記第12号様式による騒音発生施設等改善届出書によってしなければならない。

2 前項の届出書は、当該届出書に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

### 第3章 特定建設作業に関する規制

（特定建設作業の実施の届出）

第25条 条例第59条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 特定建設作業の種類
  - (3) 特定建設作業に使用される別表第7に規定する機械の名称、型式及び仕様
  - (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
  - (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 2 条例第59条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第13号様式による特定建設作業実施届出書によってしなければならない。
- 3 条例第59条第1項又は第2項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 特定建設作業の場所の付近の見取図

(2) 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したもの

4 第2項の届出書又は前項の書類は、当該届出書又は書類に係る電磁的記録をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

#### 第4章 拡声機の使用等に関する規制等

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等)

第26条 条例第65条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

2 条例第65条第1項の規則で定める場所は、拡声機を屋内において使用する場合(屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。)であって周辺的生活環境を損なうおそれがないと認められるときとする。

(拡声機の使用の制限等)

第27条 条例第65条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 午後7時から翌日の午前9時(日曜日及び国民の祝日にあつては、午前9時30分)までの間は拡声機を使用しないこと。

(2) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回使用するごとに10分以上休止すること。

(3) 2以上の拡声機(携帯して使用する拡声機を除く。)を使用する場合は、拡声機の間隔は、50メートル以上とすること。

2 前項の規定は、次に掲げる場合における当該拡声機の使用については、適用がないものとする。

(1) 災害時における広報その他公共のために拡声機を使用する場合

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、商業宣伝以外の目的のために一時的に拡声機を使用する場合(深夜における騒音の規制を受ける飲食店営業等)

第28条 条例第66条の規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。

(1) 飲食店営業

(2) ボーリング場営業

#### 第5章 削除

第29条から第32条まで 削除

#### 第6章 雑則

(立入検査の身分証明書)

第33条 条例第79条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。

(届出書の経由)

第34条 条例の規定による知事への届出は、当該工場又は事業場の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由してしなければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、必要に応じて、市町村長の意見を聴くものとする。

別表第1（第3条関係）

1	アンモニア又はアンモニア系肥料の製造の用に供する合成施設	
2	燐(りん)酸質肥料の製造の用に供するガス洗浄施設（原料として燐(りん)鉱石を使用するものに限る。）	
3	塩素又はその化合物の製造の用に供する電解施設及び吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、密閉式のものを除く。）	吸収施設にあつては、原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム未満であること。
4	弗(ふっ)素又はその化合物の製造の用に供する吸収施設及び反応施設（密閉式のものを除く。）	弗(ふっ)酸の製造の用に供する吸収施設にあつては、伝熱面積が10平方メートル未満であるか、又はポンプの動力が1キロワット未満であること。
5	硫酸の製造の用に供する亜硫酸ガス冷却洗浄施設及び吸収施設	
6	石油精製又は石油製品の製造の用に供する揮発油、灯油、軽油及び潤滑油洗浄施設並びにガス廃棄施設	
7	コークスの製造の用に供する乾りゆう炉及び分離施設（コークス炉からタール及びガス液を分離するものに限る。）	
8	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設	
9	アルミニウム、ニッケル、銅、鉛、亜鉛又は水銀の製錬の用に供する電解炉	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉にあつては、電流容量が30キロアンペア未満であること。

別表第2（第4条関係）

1	原材料等置場（鉱物及び土石の堆積場を除く。）	面積が1,000平方メートル以上であること。
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。）	鉱物、土石又はセメントの用に供するものにあつては、ベルトの幅が75センチメートル未満であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル未満であること。
3	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット未満であること。
4	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット未満であること。
5	分級機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	
6	セメントサイロ及びセメントホッパー（セメント製品の製造の用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	
7	製粉機（食料品の製造の用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
8	乾式繊維板製造施設及び削片板製造施設並	チップパーにあつては、原動機の定格出力

	びにチップパー（木材、木製品又は家具製造の用に供するものに限る。）	が2.25キロワット以上であること。
9	混合施設及び調合施設並びに包装施設（農薬の製造の用に供するものに限る。）	
10	ミキシングロール（ゴム製品の製造の用に供するものに限る。）	

別表第3（第5条関係）

1	屎（し）尿施設（動物の飼養又は収容の用に供するものに限る。）	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下この表において「指定区域」という。）にあっては豚（生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上、指定区域以外の区域にあっては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。
2	木材、木製品又は家具の製造の用に供する湿式ドラムバーカー及び碎木機	

別表第4（第8条関係）

1	金属の加工の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上であること。
	(2) 製管機械	
	(3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
	(4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
	(5) 機械プレス	呼び加圧能力が三十重量トン以上であること。
	(6) せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
	(7) 鍛造機	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
4	建設用資材の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	(1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く。）	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。
	(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200キログラム以上であること。
5	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
6	木材の加工の用に供する施設であって、次	

	に掲げるもの	
	(1) ドラムバーカー	
	(2) チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
	(3) 碎木機	
	(4) 帯のご盤	原動機の定格出力が製材用のものにあつては15キロワット以上、木工用のものにあつては2.25キロワット以上であること。
	(5) 丸のご盤	
	(6) かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。
7	抄紙機	
8	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
9	合成樹脂用射出成型機	
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

別表第5（第9条関係）

1	金属の加工の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) 液圧プレス（矯正プレスを除く。） (2) 機械プレス (3) せん断機 (4) 鍛造機 (5) ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が1キロワット以上であること。  原動機の定格出力が37.5キロワット以上であること。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
3	遠心分離機	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
4	窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
5	織機	原動機を用いるものであること。
6	コンクリート製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) コンクリートブロックマシン (2) コンクリート管製造機 (3) コンクリート柱製造機 (4) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く。）	原動機の定格出力の合計が2.9キロワット以上であること。  原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であること。 原動機の定格出力の合計が10キロワット以上であること。 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。
7	木材加工の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) ドラムバーカー (2) チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
8	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
9	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機を	原動機の定格出力が30キロワット以上であること。



除く。)	
10 合成樹脂用射出成型機	
11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

別表第6（第10条関係）

1	(1) 動物の飼養又は収容の用に供する施設であって、次に掲げるもの (ア) 飼料施設 (イ) 尿(し)尿施設 (2) 肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	化製場等に関する法律第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下この表において「指定区域」という。）にあつては豚（生後6箇月未満のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上、指定区域以外の区域にあつては豚250頭以上又は鶏1万羽以上を飼養又は収容する施設に係るものであること。
2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設	
3	飼料又は肥料（化学製品を除く。）の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設	
4	でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設	
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設（ブロータンクを含む。）、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設	
6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設	

別表第7（第11条関係）

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びよう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）

別表第8（第17条の2関係）

1	別表第2の1の項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーで覆われていること。 (4) 表層の締め固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	別表第2の2の項に掲	粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号のい

	げる施設	れかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びに積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーで覆われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	別表第2の3から5までの項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーで覆われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	別表第2の6及び9の項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 原材料の投入部及び取出部にフード及び集じん機が設置され、並びに投入部及び取出部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分が防じんカバーで覆われていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	別表第2の7、8及び10の項に掲げる施設	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。